

会計基準のコンバージェンスとわが国の 制度的対応 —EU の同等性評価を中心として—

藤井秀樹

京都大学

要 旨

近年の会計基準のコンバージェンスへのわが国の制度的対応を概観し、その現状と課題を整理・検討するのが、本稿の目的である。検討の主たる素材として、EU で現在実施の途上にある同等性評価とそれをめぐるわが国の対応をとりあげる。欧州理事会の付託を受けて同等性評価を手掛けた CESR は、基準の運用実績の類似性を重視した同等性概念を提示しながらも、実際には基準の外形的同一性を重視した同等性評価を行い、日本基準に対して 26 項目からなる補完措置を要求する技術的助言を公表した。これに対して発出されたわが国の関係当局等のコメント等をもとに、わが国の制度的対応の現状を検討した。その作業をふまえたうえで、(1) IFRS の制度的位置づけと同等性概念の精緻化、(2)採用アプローチへの移行の可能性、(3)同等性評価の法制度的影響、(4)同等性否認の経済的影響の 4 側面から、わが国の今後の課題と展望を明らかにした。基準の同等性評価にせよ、コンバージェンスにせよ、それらが市場の健全性と効率性の維持改善を主目的とする以上、その結果の良否は究極的には市場のパフォーマンスの良否で評価されることになる。この意味で、基準それ自体の評価も究極的には、投資者の選好に委ねられている。こうした問題の原点を、われわれは忘れてはならないであろう。

1. はじめに

近年の会計基準のコンバージェンス（以下たんに「コンバージェンス」という）へのわが国の制度的対応²⁾を概観し、その現状と課題を筆者なりに整理・検討するのが、本稿の目的である。検討の主たる素材として、欧州連合（以下“EU”と記す）で現在実施の途上にある同等性評価とそれをめぐるわが国の対応を取りあげる。当該問題が目下、上記の研究目的を遂行するうえで格好の事例を提供するものとなっているからである。本稿が、近年のコンバージェンスへのわが国の制度的対応のあり方を洞察するさいの一助ともなれば幸いである。

2. EUの同等性評価とそれをめぐる諸状況

(1) EUの同等性評価とわが国の関係当局等の対応

EU域内市場で資金調達する域内外の全企業にIAS準拠の連結財務諸表の作成を要求する制度の創設を提案した『財務報告戦略』(EC [2000])の公表を受けて、欧州議会および欧州理事会（以下“EC”と記す）は、IAS規則（2002年）、目論見書指令（2003年）、透明性指令（2004年）という域内のコンバージェンスに関する一連の基本的諸法令を矢継ぎ早に採択した³⁾。

こうした法制度的整備をふまえて、ECは2004年6月25日付けで、第三国のGAAP（一般原則および会計基準。以下便宜的に「基準」という）の同等性評価を、同委員会の諮問機関であるCESR（欧州証券規制当局委員会）に要請した。そのさい、カナダ、日本、アメリカの基準が評価対象として指定

された。CESRは、同等性の意味、同等性の技術的評価のための方法および規準、執行メカニズムの記述方法を明らかにすることを目的とした『概念ペーパー』（CESR [2005 a]）を公表したのち、『第三国基準の同等性に関する技術的助言』（CESR [2005 b]）を公表した。3カ国の基準は「総じて国際財務報告基準（IFRS）と同等である」（CESR [2005 b] pars.19 and 88）とされたものの、同等な基準として受け容れる条件として「開示A」「開示B」「補完計算書」からなる「補完措置」（remedies）が要求された⁴⁾。

CESRの同等性評価に対するコメント等として、わが国では、金融庁[2004][2005 a][2005 b]、経済産業省[2004][2005]、企業会計審議会[2004][2006]、ASBJ[2004 b][2005]、日本公認会計士協会[2004][2005]、日本経済団体連合会[2006]等が発出されている（上記の諸機関・諸団体を以下「関係当局等」という）。これらのコメント等に共通しているのは、①日本基準の同等性を認めること、②補完措置が必要とされる場合でもその適用は最小限にとどめることの、2つを要請していることである。こうした要請の論拠は、以下の2つに大別される。

第1は、日本基準はすでに国際的に遜色のない会計基準として整備されているということである。したがって、現在残存している日本基準とIFRSの差異には合理的な理由があるとされる。これは、基準の内容に着目した論拠であり、ASBJ[2005]の主張に典型的に見られる。第2は、数値情報または補完計算書の開示要求は結果的に2つの財務諸表の作成を求めるものであり、日本企業に多大なコスト負担を強いることになるということである。こうした開示要求は、EU資本市場への日本企業のアクセス可能性を制約するこ

とになるので、日本とEUの双方の利益を損なうとされる。これは、同等性評価の経済的影響に着目した論拠であり、金融庁 [2005 a] および経済産業省 [2005] に典型的に見られる。

わが国の関係当局等の以上のような働きかけもあって、同等性条項の域外企業への適用は2007年1月1日（目論見書指令および透明性指令の発効日）以降に延期され、さらにその後、2009年1月1日以降に再延期された。

他方、EUでの同等性評価の取組みを受けて、企業会計審議会 [2004] は、IFRSに準拠して作成された財務書類をわが国の制度上どのように位置づけるかについて論点整理を行っている。その論点整理をふまえたうえで、企業会計審議会 [2004] は、①IFRSに準拠して作成された財務書類がセカンダリー⁵⁾で開示される場合には「従来の考え方」、すなわち「当該財務書類に基づき当該本国又は第三国の市場において会社の評価や有価証券の価格の形成が行われ、開示の制度が整備されている国の会社については、当該本国又は第三国で既に開示されている財務書類を開示することが、我が国での『公益又は投資者保護』の観点から特段の問題はない」（11頁）とする考え方（以下この考え方を「実績主義」と呼ぶ）を原則として維持し、②プライマリーで開示される場合には「我が国の市場では我が国の基準に準拠することを求める」（11頁）という「市場主義」の考え方を原則として適用するという提案を行っている。

(2) 同等性概念をめぐる解釈の相違

わが国の関係当局等が一律に日本基準の同等性を主張しているのに対して、CESRは日本基準に準拠した情報開示に対して少なく

ない補完措置（合計26項目）を要求し、日本側が主張するような意味での同等性を日本基準に対して認めていない。日本側はCESRが作業原則として提示した同等性概念、すなわち、「同等性とは、同一（identical）を意味するのではなく、投資者が、IFRSに準拠した財務諸表によった場合と類似した投資判断ができるようにするために必要なこと」[2005 b]（par.80⁶⁾）とする考え方を支持している。この同等性概念は、企業会計審議会 [2004] で言及された「従来の考え方」すなわち実績主義に近いものといえよう。すなわち、日本側の関係当局等はこれまで基本的に、個別基準の外形的な「同一性」ではなく、基準の運用実績の「類似性」によって、基準の同等性を評価してきたのであり、またEUの同等性評価に対してもそのような同等性解釈にもとづいてコメントを發出してきたのである。この立場は、「IASBが設定したIFRS」と「EU域内での会計基準として規範性が認められた『IFRS』」を区別し、IFRSについては原則として後者のみに同等性を認めるという企業会計審議会 [2004]（13頁）の提案にも反映されている（後述参照）。

これに対し、CESRは、上記のような同等性概念を作業原則として提示しているにもかかわらず、実際には個別基準の詳細な技術的比較を行い、事実上、基準の外形的「同一性」を評価する結果となっている。CESR [2005 b] は、個別基準のそうした技術的比較を「基準の直接比較」（direct comparison of standards）と称し、そうした評価方法を採用することにより、「基準の解釈および適用に係る差異を評価対象に取り上げることから生じる作業の複雑化を回避することができる」（par.10）としている。つまり、「基

準の直接比較」は、CESR が意識的に採用した評価方法であったということである。「コンバージェンス・プロジェクトと同等性評価は、異なった考え方に由来し、異なった目的を持ち、異なった適用スケジュールを予定している」(CESR [2005 b] par.83) という CESR 自身の主張とはうらはらに、同等性評価の実態はむしろ基準のコンバージェンスそのものを指向した(かのごとき)作業となっているのである。⁷⁾

(3) 2 種類の IFRS の並存

EU は IASB が設定した IFRS をそのまま無条件で EU 基準として採用しているわけではない。IAS 規則では、国際的会計基準を採用する条件として、①会社法第 4・7 号指令で規定された「真実かつ公正な概観」原則に反しないこと、②欧州の公益に通じること、③有用な財務情報に必要な理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性の規準を満たすことの、3 つが掲げられている (art.3)。事実、EU では 2001 年に EFRAG (欧州財務報告諮問グループ) が創設され、同グループを通じて IASB の IFRS 策定作業に対して事前の働きかけを行う一方、策定された IFRS ごとにそれを「承認」するか否かを事後的に EC に提言するというスキームが形成されている。つまり、EU は IFRS の採用にあたって、一括承認ではなく、個別承認の方式をとっているのである。⁸⁾

これは、証券監督の権限を公権力の一部として保持するかぎり、当然の制度的措置といえるであろう。IFRS の採用を域内企業に義務づける以上、監督当局には IFRS の規範性について責任が発生するからである。監督当局が責任を負えるのは、監督当局が「承認」(endorse) した基準に限られるであろ

う。さらにまた、基準の承認に先立って、既存の関連法制と IFRS の調整(法制度的整合性の確保)も必要となる。すなわち、これを要するに、いわゆる「採用アプローチ」(後述参照)を採用したとしても、証券監督の権限を公権力の一部として保持するかぎり、制度執行のいずれかの局面において「承認」の手続が必ず必要になってくるということである。CESR [2005 b] (pars.46 and 84) が、IASB の設定した IFRS と「EU で承認された IFRS」(IFRS as endorsed in the EU) を区別している主たる理由の 1 つは、以上のような諸点にあるものと考えられる。

既述のように、企業会計審議会 [2004] (13 頁) では、同等性ある基準としてわが国で受け容れる IFRS は「EU で承認された IFRS」に限定することが提案されている。制度的受容の対象となる基準について法的規範性を求める点で、日本と EU の対応は軌を一にしているのである。この特徴は、グローバル化された資本市場とそこで有効に機能する自国基準をすでに有している国家・地域(具体的には、日本、アメリカ、EU)に共通するものといえよう。

3. わが国の今後の課題と展望

(1) IFRS の制度的位置づけと同等性概念の精緻化

CESR [2005 b] の技術的助言は、4 段階からなる証券規制導入プロセスのレベル⁹⁾2 に位置するものであり、EU の最終的な評価を示すものではない。したがって、わが国の関係当局等は、EU の最終的な同等性評価に日本の主張が反映されるよう、引き続き EU 関係当局に対して働きかけを行っていくことになるだろう。

この働きかけと表裏の関係にあるのが、わが国における IFRS の制度的位置づけである。わが国における従来の外国基準に対する制度的対応、および EU に対する働きかけの基本的な観点は、既述のように、基準の運用実績の「類似性」を重視する実績主義である。この観点は、CESR [2005 b] 等で示された同等性概念に近いものである。このような観点を前提にするならば、セカンダリーでの開示については実績主義、プライマリーでの開示については市場主義を採用するという企業会計審議会 [2004] の提案が、筋の通った原則的な対応となろう。わが国のこれまでの基本的観点を維持するのであれば、このような対応は、たとえ仮に EU において日本基準の同等性が（実質的に）否認されたとしても、堅持されるべきものとなろう。

そうであればこそ、わが国の基本的観点をなす実績主義に依拠した同等性概念をさらに精緻化したうえで、わが国の主張を引き続き、海外に向けて発出していくことが必要となろう。この作業は、EU の同等性評価にわが国の主張を反映させることのみならず、コンバージェンスへのわが国の制度的対応（アメリカ基準や IFRS の制度的位置づけ）の基本的観点を、海外の市場関係者により説得的に説明していくことにもつながるであろう。

(2) 採用アプローチへの移行の可能性

CESR [2005 b] の「助言」をまつまでもなく、ASBJ は、日本基準と IFRS の差異を縮小させるための作業を引き続き進めていくことになるであろうし、げんにそのような作業を進めつつある。CESR [2005 b] において補完措置が必要とされた多くの項目について、ASBJ はすでに検討を開始しており、すでに対応が完了した項目（たとえばストッ

ク・オプション）もある。

基準レベルでの制度的対応において問題になるのは、採用アプローチへの移行の可能性であろう。ここでいう採用アプローチとは、自国基準を放棄し、「国際基準をそのまま受け容れる」アプローチをいう（山田他 [2006] 45 頁¹⁰⁾）。このようなアプローチをすでに採用している事例として、ニュージーランド、オーストラリア、フィリピンがあり、さらに EU の同等性評価において日米とともに評価対象国とされたカナダも AcSB [2006] において採用アプローチへの移行を表明している¹¹⁾。このような流れを受けて、IASB 関係者は近年、わが国に対して採用アプローチへの移行を強く迫るようになった¹²⁾。その背景には、Moving Target 論（コンバージェンスの対象となる IFRS 自体が不断に動いているので、採用アプローチに移行しないかぎり、コンバージェンスは永遠に達成できないとする考え方）がある¹³⁾。

採用アプローチが文字通り IFRS の「完全な採用」を意味し、かつまた近年の IASB の議論に見られるように「基準適用の質」が重視されるとすれば、当該アプローチへの移行を効果的に進めるには、基準の同等性のみならず、経済システム、法システム、コーポレート・ガバナンス等の同等性も確保されなくてはならないであろう（制度的補完性）。ASBJ は、コンバージェンスの取組みにおいて、合理的な理由がある基準の差異は容認するべきであるという立場に立っているが（ASBJ [2006]）、採用アプローチに移行する場合には、ASBJ のいう合理的な理由（たとえば持分プーリング法を必要とする企業結合）そのものを基本的に解消することが必要となってくる。さらに、基礎概念の相違に由来する基準の差異（たとえば「リスクカ

らの解放」基準による純利益の重視)については、基礎概念の変更(放棄)が必要になってくる。このような制度的対応は当面は現実性がないと考えられる(斎藤[2006] 71頁)。この意味においても、「会計基準間の不必要な差異の縮小による会計基準の収斂」(辻山[2006 b] 13頁)が、わが国の当面の現実的課題となる¹⁵⁾。

とはいえ、採用アプローチへの移行事例が国際的にさらに広がっていくようなことになれば、ある種の採用アプローチ(たとえば「承認」手続を前提にしたEU型の採用アプローチ)への移行を検討せざるをえないかもしれない(戦略的補完性)。

(3) 同等性評価の法制度的影響

2005年6月29日に成立したわが国の会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」(第431条)とされている。つまり、旧商法では斟酌規定にとどまっていた会計慣行の法的位置づけに関する条文が、会社法では準拠規定に改訂されたのであり、これによって企業会計の法的規範性は強化されたとされている(伊藤[2006] 18頁)。

しかし、同等性評価との関連においては、会社法でいう「企業会計の慣行」の範囲いかに、より重要な問題が伏在しているといえよう。一般には、旧企業会計審議会時代からの企業会計原則とASBJが設定する企業会計基準が、「企業会計の慣行」の主内容を構成するものとされている(辻山[2006 a])。しかし、会社法でいう「企業会計の慣行」は、それにとどまるものではない。例外法や特則法等で規定された会計慣行も、当該慣行に含まれるとされているからである(岩崎[2006] 2頁)。

既述のように、わが国のこれまでの立場および主張を前提とすれば、わが国においてはセカンダリーでの開示については実績主義で対応することになる。そして、その場合、従来の法制度的対応を継承するのであれば、証券取引法(その後継の金融商品取引法)および財務諸表等規則における「外国会社の財務書類の作成基準」に関する規定を準用し、EU基準としてのIFRSに法的規範性を付与することになるであろう。つまり、そのかぎりで、IFRSはわが国において法的に「承認」された会計基準となるのである。ということは、すなわち、以上のような制度的対応がとられた場合、IFRSは、会社法でいう「企業会計の慣行」の一部を構成することになる可能性があるということである¹⁶⁾。

上述のように、会社法では、「企業会計の慣行」への「準拠」が要求されている。そのような法的規範性を有する「企業会計の慣行」にIFRSを含めるということは、会社法規制の主要な一部を、外国機関(IASBまたはEU当局)の意向に委ねる形で随時設定・変更していくことを含意する。同等性評価のわが国への法制度的影響は、以上のような点に見いだされるであろう。その場合、IFRSの採用をEU企業(または第三国企業)に限定して認めるのか、それとも日本企業にも認めるのか。IFRSの採用をEU企業(または第三国企業)に限定して認める場合には、どのような論理で当該措置の合理性を説明するのか。このような問題に明快で説得的な回答を内外の市場関係者に示すことが、法制度面におけるわが国の今後の課題となるであろう。

(4) 同等性否認の経済的影響

EUにおいて日本基準の同等性が否認され

た場合、金融庁 [2005 a] (3-4 頁) や経済産業省 [2004] (5 頁) では、EU 市場における日本企業の資金調達に支障が生じる恐れがあると指摘されている。「必要とされる補完措置は確実に〔日本〕企業側に多大なコスト」(金融庁 [2005 a] 3 頁) をもたらすことになる、見込まれているからである。とりわけ、「プロフォーマ (仮定計算ベース) の補完計算書の作成は、結果的に 2 つの財務諸表を作成することを余儀なくさせるもの」(金融庁 [2005 a] 3 頁) であり、日本企業の開示コスト負担は多大なものになると予想¹⁷⁾されている。

折しも、近年、EU 市場での上場を廃止する日本企業が増大する傾向にある。EU 市場での上場を廃止した日本企業は、2005 年は通年で 16 社、2006 年は 5 月までで 9 社とされる (齋藤 [2006])。EU 市場に上場する日本企業の 3 分の 1 以上 (約 60 社のうち 25 社) が、直近の約 2 年間で EU 市場から退出したことになる。その理由がどのようなものであれ、この傾向が、日本企業にとっての EU 市場の魅力が低下しつつあることを示すものであることに変わりはない。したがって、もし CESR [2005 b] の技術的助言に依拠した同等性評価が EU で公式的に採用されることになれば、他の条件に大きな変化がないかぎり、EU 市場での日本企業の上場廃止の流れには、さらに一層拍車がかかることになるであろう¹⁸⁾。以上が、日本基準の同等性否認が日本企業と EU 市場に及ぼすと予想される主たる経済的影響である。

他方、既述のように、EU で日本基準の同等性が (実質的に) 否認されたとしても、わが国において従来の基本的観点が維持されるならば、わが国は IFRS について基本的に実績主義で対応することになるであろう¹⁹⁾。つ

まり、この場合、EU では日本基準の同等性が (実質的に) 否認される一方、わが国では実績主義にもとづき IFRS の同等性が承認されるという非対称的な事態が生じることになるのである。

このような事態が、「日本基準の孤立化」や「日本市場、日本企業の信頼性の低下」(日本経済団体連合会 [2006]) といったマイナスの影響を生み出す可能性を軽視してはならないのは当然であるが、他方で、かかる事態には日本にとってまったく不利なものとは言いきれない側面もあることに留意しておく必要がある。というのも、上掲のような事態のもとでは、日本市場へのアクセス可能性が、EU 市場へのそれよりも相対的に高いものとなるからである。こうした条件下で、日本市場のパフォーマンス (上場企業数や市場取引高などで測定されるそれ) が、EU 市場のそれと同等か同等以上となれば、それは、EU 市場において基準の過重負担問題が生じていることを示唆する証拠となる (日本では複数基準の並存が容認されるのに対し、EU ではシングルセットの基準が強制されるという点で、規制自体は EU の方が相対的に厳格なものとなる)。それは、EU の同等性評価に対する 1 つの経験的回答となるであろう。そのような回答を得るためにも、わが国のおかれた国際的ポジションと国内の経済社会的コンテキストに適合した形で市場規律を高め、市場の競争力を向上させていくことが、わが国には今後さらに一層強く求められることになるろう。

4. おわりに

CESR [2005 b] (par. 153) には、1990 年代のわが国における「会計不正」(Toba-

shi) への言及も見られる。EU の日本市場への不信感は根深い。何よりもまず、諸外国におけるこうした不信感を、わが国は払拭する必要がある。基準の同等性評価にせよ、コンバージェンスにせよ、それらが市場の健全性と効率性の維持改善を主目的とする以上、その結果の良否は究極的には市場のパフォーマンスの良否で評価されることになる。この意味で、基準それ自体の評価も究極的には、投資者の選好に委ねられているのである。²⁰⁾ こうした問題の原点を、われわれは忘れてはならないであろう。

【参考文献】

- AcSB [2006], *Accounting Standards in Canada: New Directions*, Accounting Standards Board Strategic Plan.
- CESR [2004], *Concept Paper on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, Consultation Paper, Ref: CESR/04-509.
- [2005 a], *Concept Paper on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, Ref: CESR/04-509C.
- [2005 b], *Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, Ref: CESR/05-203b.
- Committee of Wise Men [2001], *Final Report of the Committee of Wise Men on the Regulation of European Securities Markets*.
- EC [2000], *EU Financial Reporting Strategy: The Way forward*, Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, COM (2000) 359 final.
- [2004], *Formal Mandate to CESR for Technical Advice on Implementing Measures on the Equivalence between Certain Third Country GAAP and IAS/IFRS*, G2 D (2004).
- ASBJ [2004 a] 『企業会計基準委員会の中期的な運営方針について』。
- [2004 b] 『(仮訳) CESR「同等性評価の概念ペーパー案」に対するコメント』。
- [2005] 『(仮訳) CESR の日本基準の同等性助言案へのコメント』。
- [2006] 『日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて—CESR の同等性評価に関する技術的助言を踏まえて—』。
- Herz, R.H. et al. [2006] 「座談会・FASB チェアマン、ハーズ氏が語る“コンバージェンスの現状と今後の見通し”」『JICPA ジャーナル』第 18 巻第 8 号, 31-39 頁。
- 伊藤邦雄 [2006] 『ゼミナール現代会計入門』第 6 版, 日本経済新聞社。
- 岩崎 勇 [2006] 「会社法会計の到達点と問題点」会計学サマーセミナー・イン九州 2006 報告論文。
- 企業会計審議会 [2004] 『国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について (論点整理)』平成 16 年 6 月 24 日。
- [2006] 『会計基準のコンバージェンスに向けて (意見書)』平成 18 年 7 月 31 日。
- 金融庁 [2004] 『金融庁の CESR へのパブリック・コメントレターの概要』。
- [2005 a] 『CESR の我が国会計基準の同等性助言案へのコメント』。
- [2005 b] 『EU における我が国会計基準の同等性評価の進展状況 (CESR による同等性評価の公表)』。
- 経済産業省 [2004] 企業会計の国際対応に関する研究会『我が国企業会計の国際化に関する報告』。
- [2005] 企業会計研究会『企業会計研究会中間報告書』。
- 斎藤静樹 [2006] 「斎藤静樹企業会計基準委員会委員長に聞く [第 1 回] コンバージェンスの背景」『企業会計』第 58 巻第 5 号, 70-73 頁。
- 齋藤 純 [2006] 「欧州での上場廃止に向かう日本企業 [改訂版]」大和総研『リサーチレポート—制度調査部情報』。
- 日本公認会計士協会 [2004] 『「第 3 国会計基準の同等性及び第 3 国の財務情報の法執行メカニズムの説明に関する概念ペーパー案」に対するコメント』。
- [2005] 『「第 3 国会計基準の同等性及び第 3 国の財務情報の法執行メカニズムの説明に関する技術的助言案」に対するコメント』。
- 辻山栄子 [2006 a] 「[セミナー特集] 新会社法で変

わる財務諸表(1)―会社法・証取法・税法と会計基準―』『日経 NEEDS で読み解く』2006年7月5日。

― [2006 b] 「論壇・会計基準のコンバージェンス」『企業会計』第58巻第10号, 4-14頁。

日本経済団体連合会 [2006] 『会計基準の統合(コンバージェンス)を加速化し, 欧米との相互承認を求める』2006年6月20日。

藤井秀樹 [2006] 「EUにおける会計基準の同等性評価とわが国の制度的対応」Kyoto University Working Paper, No. J-52, <http://www.econ.kyoto-u.ac.jp/~chousa/workingpaper.html>.

弥永真生 [2006] 「会計基準の会社法における受容」日本会計研究学会第65回大会研究報告要旨集, 114-115頁。

山田辰己他 [2006] 「座談会・IASBのコンバージェンスに向けた取組みの現状とその具体的な活動をめぐって(その1)」『JICPA ジャーナル』第18巻第6号, 39-52頁。

本稿の執筆中に, 本統一論題座長(当日はご欠席により田中建二先生が代行)の加古宜土先生の訃報に接しました。加古先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

【注】

* 本稿の取りまとめに当っては, 紙幅の制約から, 用意した多くの記述や関連資料を割愛せざるをえなかった。割愛した記述や関連資料は藤井 [2006] に収録し公表しているのので, 当該稿を本稿と併せてご笑覧頂ければ幸甚である。

- 1) 邦語関連文献において, “convergence” は, 「統一」, 「統合」, 「収斂」などと訳されている。
- 2) 本稿では, 「制度」(institution) を広い意味でのルールを意味する用語して用いるが, 次節以下の検討ではとくに法制度の側面に焦点を当てている。
- 3) この経緯については, 藤井 [2006] で筆者なりの整理を行っている。
- 4) これらの補完措置については, 藤井 [2006] で筆者なりの整理を行っている。
- 5) ここで, 「セカンダリー」とは「本国又は第三国で, 一定期間, 既に適正に開示された財務書類を我が国においても開示される(原文ママ引用者) こと」をさし, 「プライマリー」とは「本国又は第三国においては未だ開示さ

れていない有価証券が我が国において開示されること」をさす。企業会計審議会 [2004] 10頁。

- 6) 同等性の定義に関する同様の記述は, CESR [2004] (par. 1); [2005 a] (par. 1) 等にも見られる。
- 7) このような事態が生じた理由は明らかでない。いずれにせよ, この点で, CESR [2005 b] は, 首尾一貫性を欠いた文書と評さざるをえない。
- 8) EUがIFRSをカーブアウト(適用除外)した事例として, たとえば, IAS 39「金融商品: 認識と測定」やIFRIC 3「排出権」がある。この点については, 辻山 [2006 b] 5頁; 藤井 [2006] 7頁などを参照されたい。
- 9) この証券規制導入プロセスは, Committee of Wise Men [2001] の提案にもとづいて2002年に正式に採用されたものである。その詳細については, 藤井 [2006] で筆者なりの紹介・整理を行っている。
- 10) 辻山 [2006 b] では, 採用アプローチを, IFRSを無条件で全面的に採用する「完全採用」(adoption) と, IFRSの一部をカーブアウトしたうえで採用する「部分採用」(adaptation) の2つに分類している。辻山 [2006 b] によれば, 現在のところ, 先進国・地域ではEUも含め, 「完全採用」を実施している事例はないとされている。
- 11) このほか中国, 韓国, インドも, 採用アプローチへの移行を検討または準備しているとされる。
- 12) 山田他 [2006] (45-46頁) におけるW. J. McGregor氏およびP. L. O' Malley氏の発言を参照されたい。
- 13) 山田他 [2006] (45-46頁) におけるP. L. O' Malley氏の発言を参照されたい。
- 14) 山田他 [2006] (40頁) におけるWayne Upton氏の発言を参照されたい。
- 15) FASB議長のR. H. Herz氏も, コンバージェンスが「迅速に進むということはありません」とし, 「時間をかけて組織的に問題に取り組み, 差異を小さくしていくこと」が現実的な課題であるとしている。Herz et al. [2006] 35頁。
- 16) 米国基準やIFRSが, 一定の条件のもとで, 会社法でいう「企業会計の慣行」に含まれる可能性があるという点については, 弥永

- [2006] も参照されたい。
- 17) 補完計算書の開示要求から生じるその他の問題点については、ASBJ [2005] を参照されたい。
 - 18) 日本基準の同等性が否認された場合、日本基準と米国基準の類似性、米国基準の汎用性（セカンダリーでの開示の場合は日本でも受け容れ）からすれば、FASB/IASB のコンバージェンス・プロジェクトの展開状況にもよるが、米国基準を採用する日本企業が相対的に増加していくことも予想される。
 - 19) EU で日本基準の同等性が否認されたからといって、日本がそれを理由に従来の主張を撤回し、報復的にわが国での EU 基準の同等性を否認することは、政策的一貫性の観点から許されない選択であると考えられる。
 - 20) この点については、ASBJ [2004 a] (5 頁) も参照されたい。